**府民経済計算と関連データでみるコロナ禍の影響(令和２年度）**

**１　はじめに**

令和２年１月に国内初の新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、感染は急速に拡大しました。同年４月７日に大阪府を含む７都府県を対象とした緊急事態宣言が初めて発出[[1]](#footnote-2)され、人やモノの移動制限や不要不急の外出抑制、店舗・施設の営業自粛等、社会活動や経済活動が大きく制約されました。５月に緊急事態宣言が解除され、GoToキャンペーン等の効果もあり持ち直しの動きが見られたものの、年末から感染が再拡大したことから、令和３年１月に２度目の緊急事態宣言が発出されました。その結果、日本経済と同様、大阪経済も大きなダメージを受けました。

大阪経済へのダメージを令和２年度大阪府民経済計算で確認すると、経済成長率は名目がマイナス3.9％、実質がマイナス4.6％といずれも２年連続のマイナスで、かつ、マイナス幅が拡大しました。また、府民経済全体の所得を表す府民所得[[2]](#footnote-3)は8.0％減と、基準が異なるため単純な比較はできませんが、リーマンショック時(平成20年度：6.4％減、平成21年度：6.1％減)よりも減少幅が大きくなりました。

本稿では、令和２年度大阪府民経済計算の生産側・支出側・分配側で特に特徴的な動きをした項目について、様々な資料を参照しながら考察します。

なお、特に断りがない限り、グラフやデータは令和２年度の大阪府を対象としています。

**２　大阪府の感染状況**

まず、令和２年度における大阪府の感染状況を確認します。

|  |  |
| --- | --- |
| 資料)大阪府HP「大阪モデル/感染拡大・医療提供体制のひっ迫状況を示す指標」(令和5年5月29日閲覧)より作成  注)シャドー部分は緊急事態宣言が発出されていた期間 | 資料)厚生労働省HP「データからわかる－新型コロナウイルス感染症情報－」(令和5年5月29日閲覧)より作成  注)７日間の平均値 |

新規感染者数(７日間の平均値)をみると、４月中旬(第１波[[3]](#footnote-4))、８月上旬(第２波)、12月初旬及び１月中旬(第３波)に多くなっています。また、第１波ではピークが約70人だったのが、第２波では約200人、第３波では約550人と、時間の経過とともに感染者数が増加[[4]](#footnote-5)しました〔図表１〕。

また、人口10万人当たりの新規感染者数(７日間の平均値)を全国と比較すると、年度を通じて大阪府は全国よりも感染者数が多い状況が続いたことが確認できます〔図表２〕。

**３　生産活動への影響(生産側)**

図表３は、令和２年度の経済活動別府内総生産の増加率と寄与度を示したものです。製造業は中分類別も示しています。

令和２年度は減少している産業が多く、特に運輸・郵便業、卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業、その他のサービスが減少に大きく寄与しています。その一方で、製造業は増加しており、特に石油・石炭製品が増加に寄与しています。



資料)大阪府統計課「令和２年度大阪府民経済計算」より作成

①運輸・郵便業

運輸・郵便業には鉄道業、道路運送業、航空運輸業、倉庫業、郵便局、旅行業等が含まれますが、ここでは鉄道業について確認します。

図表４は、主な鉄道会社の平成28年度から令和２年度までの運輸収入[[5]](#footnote-6)を示したもので、各鉄道会社の平成27年度の運輸収入を100としたときの推移を表しています。

平成28年度から令和元年度までは概ね横ばい傾向でしたが、令和２年度はJR西日本49.3、阪急72.6、阪神74.7、近鉄63.1、南海66.3、京阪70.1と、平成27年度の運輸収入の1/2から3/4の水準まで減少しました。これは、不要不急の外出抑制やテレワークの普及により、日常的な外出や旅行、通勤・通学に伴う鉄道の利用者が大幅に減少したためと考えられます。



資料)各社ホームページ「Fact Book」等より作成

②卸売・小売業

卸売・小売業は、卸売業と小売業から成ります。

商業動態統計調査で業種別の商業販売額(全国)をみると、令和元年９月に消費税率引上げ前の駆込み需要がみられた後は、概ね前年同月比マイナスが続きましたが、１回目の緊急事態宣言が発出された令和２年４月から５月に更に大きく落ち込みました。その後、前年の減少からの反動増等によりプラスになることはありましたが、年度を通じて弱い動きが続き、特に卸売業はその傾向が顕著でした〔図表５〕。

令和２年度の大阪府の小売業を業態別にみると、コンビニエンスストア販売額は7,840億円(前年度比6.7％減)、家電大型専門店販売額は4,772億円(同3.2％増)、ドラッグストア販売額は3,828億円(同10.7％減)、ホームセンター販売額は1,956億円(同2.0％増)と、業態により違いがあることが分かります。また、全国と前年度比を比較すると、大阪府は全ての業態で全国よりも弱い動きとなりました。特にドラッグストアは、大阪府の10.7％減少に対して全国は2.2％増加しています〔図表６〕。これは、新型コロナウイルスへの対応として全国的にはマスクや消毒液等の販売が増えたものの、大阪府ではコロナ禍前に好調だった外国人旅行者による購入がなくなった影響が大きかったと考えられます。

|  |  |
| --- | --- |
| 資料)経済産業省「商業動態統計調査」より作成 | 資料)経済産業省「商業動態統計調査」より作成 |

③宿泊・飲食サービス業

宿泊・飲食サービス業は、宿泊業と飲食サービス業から成ります。

宿泊業について延べ宿泊者数をみると、令和元年度には400万人泊前後だったのが、令和２年度には前年同月と比べて半分以下となる月がほとんどでした。特に、５月は48万人泊で前年同月と比べ87.8％減となりました〔図表７〕。

また、宿泊施設の客室稼働率は、コロナ禍前には全国を上回っていましたが、令和２年度には全国を下回る月が続きました〔図表８〕。これは、宿泊者数の減少に加え、コロナ禍前に好調だったインバウンド需要を見越してホテルの建設が進み、客室の供給量が増えたことが要因と考えられます。

|  |  |
| --- | --- |
| 資料)国土交通省観光庁「宿泊旅行統計調査」より作成  　注)従業者数10人未満を含む | 資料)国土交通省観光庁「宿泊旅行統計調査」より作成  　注)従業者数10人未満を含む |

次に、飲食サービス業について確認します。図表９は、飲食店情報の閲覧数について、令和元年の同じ週からの変動を示したものです。緊急事態宣言が発出された令和２年4月頃から大幅に閲覧数が減少したことから、飲食店の利用が減ったものと考えられます。また、居酒屋・バーの落ち込みが大きく、ファミレス・ファストフードはそれほどでも無いなど、飲食店のジャンルによって影響度合いが異なることが確認できます。



資料)「V-RESAS、Retty株式会社『Food Data Platform』」(令和５年６月９日に利用)を加工して作成

　注) (当該週のPV数÷令和元年同週のPV数)-1

④その他のサービス

その他のサービスには写真業、洗濯・理容・美容・浴場業、娯楽業、学習塾、自動車整備業、政治・経済・文化団体等が含まれますが、ここでは娯楽業について確認します。

図表10は、イベントチケット販売数について、令和元年の同じ月からの変動を示したものです。令和２年3月から7月は底這いで、最も回復した令和２年11月でも令和元年同月の約半分という落ち込みでした。



資料)「V-RESAS、ぴあ株式会社」(令和５年６月12日に利用)を加工して作成

　注) (各月のチケット販売数÷令和元年同週のチケット販売数)-1

⑤石油・石炭製品

石油・石炭製品の総生産額は、令和２年度が5,663億円と前年度に比べ2,440億円増加しました。これは、産出額が1兆754億円と3,259億円減少したものの、中間投入額が5,091億円と前年度から5,699億円減少したため[[6]](#footnote-7)です〔図表11〕。中間投入額が減少したのは、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、石油製品の原材料である原油の需要が低迷して価格が低下したことが要因と考えられます〔図表12〕。

|  |  |
| --- | --- |
| 資料)大阪府統計課「令和２年度大阪府民経済計算」より作成 | 資料)IMF ”Primary Commodity Prices”より作成  　注)1バレル＝約159リットル |

**４　消費や投資への影響(支出側)**

図表13は、令和２年度の需要項目別府内総生産の増加率と寄与度を示したものです。

需要項目別にみると、府内総生産の減少には、民間最終消費支出と府内総資本形成が寄与しています。それぞれの内訳をみると、民間最終消費支出の減少は家計最終消費支出が、府内総資本形成の減少は民間住宅と民間企業設備が主な要因であることが分かります。



資料)大阪府統計課「令和２年度大阪府民経済計算」より作成

①家計最終消費支出

目的別に家計最終消費支出の増加率をみると、外食・宿泊サービス、交通、個別ケア・社会保護・その他[[7]](#footnote-8)、被服・履物、娯楽・スポーツ・文化が大きく減少しました。これは、外出抑制やイベントの自粛、在宅勤務の浸透等により外出する機会が減ったことが要因と考えられます。その一方で、情報・通信や家具・家庭用機器・家事サービスは前年度から増加しました。これは、自宅で過ごす時間が増えたことによる巣ごもり消費が要因の一つと考えられます。

なお、全国と比較したところ、大阪府と全国は概ね同じ傾向となりました〔図表14〕。



資料)大阪府統計課「令和２年度大阪府民経済計算」、内閣府「2021年度国民経済計算年次推計」より作成

②住宅

新設住宅着工戸数をみると、令和元年度は68,970戸だったのが、令和２年度は63,519戸と5,451戸減少(対前年度比7.9％減)しました。利用関係別では、持家、貸家、給与住宅、分譲住宅の全てで減少しています〔図表15〕。

また、居住用建築工事出来高により金額ベースでみると、令和元年度には1兆1095億円だったのが、令和２年度は1兆270億円と825億円減少(対前年度比7.4％減)しました〔図表16〕。

これは、令和元年10月の消費税率引上げによる景気の落ち込みに加え、新型コロナウイルス感染症によって営業活動が難しくなったこと等が影響していると考えられます。

|  |  |
| --- | --- |
| 資料)国土交通省「住宅着工統計」より作成 | 資料)国土交通省「建設総合統計」より作成  　注)民間と公共の合計 |

③企業設備

設備投資DIをみると、令和元年10～12月期までは概ねプラスで推移していましたが、令和２年1～3月期に－5.7となり、同年4～6月期に－19.7と大きく落ち込みました。令和２年度のDI値を前年同期からの減少幅で比較すると、4～6月期は18.3ポイント、7～9月期は17.1ポイント、10～12月期は11.8ポイント、1～3月期は12.9ポイントと、いずれも２桁台の大幅減少であったため、設備投資が低調であったことが伺えます。

企業規模別でDIをみると、大企業は令和２年7～9月が底となり中小企業のDIを下回りましたが、10～12月期には中小企業を上回るまで持ち直しています〔図表17〕。



資料)大阪産業経済リサーチセンター「大阪府景気観測調査結果(2023年１～３月期)」より作成

　注)設備投資DI＝「増加」企業割合－「減少」企業割合(前年度実績と比較した今年度の設備投資計画)

　注)回答企業の約９割は中小企業

**５　所得への影響(分配側)**

図表18は、令和２年度の府民所得の増加率と寄与度を内訳別に示したものです。府民雇用者報酬については、雇用者一人当たり府民雇用者報酬と雇用者数に分解して示しています[[8]](#footnote-9)。

府民所得が8.0％減少したのは、企業所得の減少(寄与度▲7.13％ポイント)の寄与が大きく、次いで府民雇用者報酬(同▲0.83％ポイント)、非企業部門の財産所得(同▲0.09％ポイント)となりました。また、府民雇用者報酬の減少は、雇用者一人当たり府民雇用者報酬の要因が▲0.79%ポイント、雇用者数の要因が▲0.04％ポイントとなりました。



資料)大阪府統計課「令和２年度大阪府民経済計算」より作成

　注)雇用者一人当たり府民雇用者報酬と雇用者数の寄与度は、次式により算出；

ΔC＝ΔW×＋×ΔL

C：府民雇用者報酬　　W：雇用者一人当たり府民雇用者報酬

L：雇用者数　　　　　文字の上のバー：当年度と前年度の平均

①府民雇用者報酬

雇用者一人当たり府民雇用者報酬を現金給与総額でみると、令和２年度は前年度に比べ1.4％減となりました。産業別にみると、宿泊業，飲食サービス業(対前年度11.6％減)、生活関連サービス業，娯楽業(同5.5％減)、その他のサービス業(同5.1％減)といった対面型サービス業で、現金給与総額が大きく減少しています〔図表19〕。



資料)大阪府統計課「毎月勤労統計調査地方調査」より作成

　注)増加率は、各月の現金給与総額指数の単純平均で求めた年度指数から算出

次に、雇用に関連する指標として完全失業率(年平均)をみると、令和元年の2.9％から令和２年には3.4％と悪化しました。しかし、平成20年に5.3％だったのが、平成21年に6.6％、平成22年に6.9％だったため、リーマンショック時に比べれば悪化は穏やかだったと言えます〔図表20〕。

この点について、大阪産業経済リサーチセンター[[9]](#footnote-10)によると、リーマンショック時は雇用過剰感が強かったがコロナ禍では雇用不足感が強かったという労働需給環境の違いと、コロナショックによる雇用調整で職を追われた人たちの一定数が労働市場から退出してしまっていること、さらに、雇用調整助成金等の政策支援により企業が雇用を維持することが可能だったという労働供給側の要因により、休業者は増加したものの、失業者の大幅増にはつながらなかったと分析しています。



資料)大阪府統計課「労働力調査地方集計結果(年平均)」より作成

②企業所得

企業所得を営業利益水準DIでみると、令和元年度には下落基調にあったのが、新型コロナウイルス感染症拡大により、令和２年4～6月期に急激に落ち込みました。その後は一転して上昇傾向となり、特に大企業はDI値がゼロ付近まで回復しましたが、合計及び中小企業はDI値が－40から－30付近で推移しており、依然として弱い動きとなっています。〔図表21〕。



資料)大阪産業経済リサーチセンター「大阪府景気観測調査結果(2023年１～３月期)」より作成

　注)営業利益水準DI＝「増加」企業割合－「減少」企業割合

　注)季節調整値

**６　おわりに**

本稿では、新型コロナウイルスによる経済への影響について見てきました。確かに新型コロナウイルスは、消費や投資を縮小させ、好調だったインバウンド需要を消失させ、生産活動や雇用・所得環境にも悪影響を及ぼしました。また、感染拡大により人命が脅かされ、現在も苦しんでおられる方が大勢いることは忘れてはいけません。

一方、新型コロナウイルスにより、テレワークなどの働き方改革、社会全体のデジタル化の加速、新しい生活スタイルや意識の変化等、社会の変革をもたらす新たな潮流も生まれています。

本稿作成時点(令和5年6月)では、すでに新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが５類となり、これまで自粛していたイベントや行事が復活する等少しずつ賑わいが戻ってきています。しかし、国のGDPはコロナ前の水準に達しておらず、経済の回復には未だ道半ばという状況です。大阪経済を回復・再生させていくためには、新たな潮流を取り込み、さらに2025年大阪・関西万博のインパクトを活用することで経済を成長させていくことが必要です。

**参考１：新型コロナウイルス関連の主なできごと・取組等(令和２年１月～令和３年３月)**

| 波 | 日付 | 主なできごと・取組等 |
| --- | --- | --- |
| 第１波 | R2年1月16日 | *国内における新型コロナウイルス感染症患者１例目を確認* |
|  | 1月24日 | 知事を本部長とする新型コロナウイルス対策本部会議を設置 |
|  | 1月29日 | 府内１例目の患者確認 |
|  | 2月4日 | 帰国者・接触者相談センター(２月27日から新型コロナ受診相談センター)の設置 |
|  | 2月13日 | *新型コロナウイルス感染症を感染症法の「指定感染症」に指定* |
|  | 2月20日 | 府主催の府民が参加するイベントや集会が原則開催中止又は延期 |
|  | 2月29日 | 府有施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設を原則休館 |
|  | 3月2日 | 府立学校の臨時休業の措置、市町村教育委員会及び私立学校園に臨時休業の要請 |
|  | 3月20日 | ３連休中の兵庫県との往来自粛、不要不急の外出自粛を呼びかけ |
|  | 3月24日 | *東京オリンピックパラリンピック延期決定* |
|  | 3月28日 | 週末の不要不急の外出自粛の呼びかけ |
|  | 3月31日 | 夜の飲食店等への外出自粛の呼びかけ |
|  | 4月1日 | *国内全世帯への布マスクの無償配布を行う方針を発表* |
|  | 4月3日 | *73か国・地域に対し入国拒否、それ以外の全ての国・地域に対し検疫強化・査証制限を開始(14日間待機と公共交通機関を使用しないことの要請)* |
|  | 4月4日 | 週末の不要不急の外出自粛と花見の自粛の呼びかけ |
|  | 4月7日 | 緊急事態措置適用(７都道府県)、外出自粛・イベント開催自粛要請 |
|  | 4月14日 | 緊急事態措置の強化(施設への休業要請、飲食店等への時短要請(20時まで)) |
|  | 4月15日 | 府内のすべての学校に通う児童、生徒に2,000円分の図書カードを配布する方針を発表 |
|  | 4月23日 | ドライブスルー方式による検体採取を導入 |
|  | 4月30日 | *「特別定額給付金」や「持続化給付金」等を盛り込んだ補正予算が成立* |
|  | 5月5日 | 「大阪モデル」策定(運用開始は８日～) |
|  | 5月14日 | 「大阪モデル」緑信号点灯 |
|  | 5月16日 | 要請内容の緩和(クラスター発生施設等への休業要請や飲食店等への時短要請(22時まで)) |
|  | 5月22日 | 緊急事態措置解除 |
|  | 5月29日 | 大阪コロナ追跡システム導入 |
| 第２波 | 6月19日 | *COCOA(接触確認アプリ)利用開始* |
|  | 6月19日 | 「大阪の人・関西の人いらっしゃい！」キャンペーン開始 |
|  | 7月1日 | 感染防止宣言ステッカー申請開始 |
|  | 7月12日 | 「大阪モデル」黄信号点灯 |
| 第２波 | 7月16日 | ミナミに臨時の検査場を開設。ミナミ地区での街頭啓発実施。夜の街での飲食時における注意喚起を実施 |
| (続き) | 7月22日 | *Go To トラベル開始* |
|  | 8月1日 | ５人以上の宴会等自粛の要請等 |
|  | 8月6日 | ミナミの一部地域の接待を伴う飲食店等に対し、休業・営業時間短縮を要請(８月20日まで) |
|  | 9月17日 | 少人数利用・飲食店応援キャンペーン開始 |
|  | 9月19日 | *イベント開催制限の緩和* |
|  | 10月1日 | *Go To Eat開始。Go To トラベル東京発着追加* |
| 第３波 | 10月14日 | Go To Eat Osaka食事券引換開始 |
|  | 11月1日 | *日本居住者を対象に、全ての国・地域への現地滞在７日以内の短期海外出張からの入国・再入国時に、必要な防疫措置を行うことを条件に、14日間の自宅等待機緩和を認める仕組みを開始* |
|  | 11月21日 | ５人以上、２時間以上の飲み会・宴会の自粛、重症化リスクの高い方の不要不急の外出自粛等を要請 |
|  | 11月24日 | 大阪市を目的地とする旅行のGo To トラベル適用の一時停止 |
|  | 11月25日 | Go To Eat、府少人数・飲食店応援キャンペーン事業におけるポイントの利用停止 |
|  | 11月27日 | 大阪市北区・中央区の接待を伴う飲食店等に対して、休業・営業時間短縮(21時まで)要請(12月15日まで) |
|  | 11月27日 | 大阪市居住者のGo To トラベルの利用自粛の要請。Go To Eat食事券の新規発行一時停止等 |
|  | 12月3日 | 「大阪モデル」赤信号点灯 医療非常事態宣言 |
|  | 12月4日 | できる限り、不要不急の外出自粛の要請等(12月15日まで) |
|  | 12月15日 | 大阪コロナ重症センター運用開始 |
|  | 12月16日 | 大阪市全域の接待を伴う飲食店等に対して、休業・営業時間短縮(21時まで)要請(1月13日まで) |
|  | 12月16日 | 不要不急の外出自粛の要請(1月13日まで) 等 |
|  | 12月26日 | *英国等からの入国者について、検疫施設待機の開始(順次対象国を拡大)* |
|  | R3年1月9日 | 国に対して、緊急事態措置適用要請 |
|  | 1月14日 | 緊急事態措置適用 |
|  | 1月14日 | 大阪府全域の飲食店等に対して、営業時間短縮(20時まで※酒類提供は19時)要請 |
|  | 1月14日 | 不要不急の外出自粛(生活や健康維持に必要なものを除く)要請 |
|  | 2月8日 | 大阪府営業時間短縮協力金　第１期(令和３年１月14日から２月７日まで)申請受付を開始 |
|  | 2月19日 | 「大阪モデル」見張り番指標導入 |
|  | 2月23日 | 国に対して、緊急事態措置解除要請 |
|  | 2月25日 | 行政検査予約・結果通知管理システム運用開始 |
| 第４波 | 3月1日 | 緊急事態措置解除・「大阪モデル」黄信号点灯 |
|  | 3月1日 | 大阪市全域の飲食店等に対して、営業時間短縮(21時まで※酒類提供は20時30分まで)要請 |
|  | 3月1日 | ４人以下でのマスク会食の徹底、歓送迎会・謝恩会・宴会を伴う花見自粛要請等 |
|  | 3月8日 | 大阪府営業時間短縮協力金　第２期(令和３年２月８日から２月28日まで)申請受付を開始 |
|  | 3月20日 | 「大阪モデル」見張り番指標が感染拡大の兆候を探知 |
|  | 3月22日 | マスク会食や首都圏との往来自粛等の呼びかけ |
|  | 3月31日 | 国に対して、まん延防止等重点措置適用要請 |

資料)大阪府健康医療部「保健・医療分野における新型コロナウイルス感染症への対応についての検証報告書」、大阪府ホームページ「大阪府営業時間短縮協力金トップページ」、新聞記事等より作成

　注)斜体は大阪府以外のできごと・動向等

**参考２：緊急事態措置に伴う府民等への要請内容**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | １回目の緊急事態措置 | | ２回目の緊急事態措置 |
| 期間 | 令和2年4月7日～5月15日 | 令和2年5月16日～5月22日 | 令和3年1月14日～2月28日 |
| 府民 | ●外出自粛の要請  ・医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請。特に、「３つの密」が濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請。 | ●外出自粛の要請  ・「最低７割、極力８割程度の接触機会の低減」を目指して、引き続き外出自粛を要請。その際、特に次の内容を要請。  １．不要不急の帰省や旅行など、府県をまたいだ移動を避けること  ２．接待を伴う飲食店など、夜間の繁華街への外出を自粛すること  ３．「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底すること | ●不要不急の外出・移動の自粛要請  ・特に20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること  ※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外 |
| イベント | ●規模や場所に関わらず、開催の自粛を要請。※生活の維持に必要なものを除く | ●左記と同様 | ●1月17日以降、以下を要請  ・【人数上限】5,000人以下  ・【収容率】屋内：50％以下  　　　　　 屋外：距離を確保  ・新年の挨拶回り、新年会・賀詞交歓会、及びこれに類するものは、飲食につながるため、自粛  ・20時以降の時間短縮について協力を依頼 |
| 施設 | ●特措法による休業要請  ・遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動・遊技施設、文教施設  ・(床面積の合計が1,000㎡を超える)大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設  ●特措法によらない休業協力依頼  ・(床面積の合計が1,000㎡を超えない)大学・学習塾等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設  ●時短営業の要請  ・飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店等に対し、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後7時までとすることを要請。  ※要請・依頼はいずれも4月14日以降 | ●特措法による休業要請  ・全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設(遊興施設(キャバレー､ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、パブ、ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店)、運動・遊戯施設(体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツジム､スポーツクラブなどの屋内運動施設))  ・クラスター発生施設区分のうち、上記以外の大規模施設(床面積の合計が1,000㎡超)の遊興施設(個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等)、運動・遊戯施設(マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等)  ・イベントの開催自粛要請を踏まえた施設(貸会議室を除く集会・展示施設)  ・５月５日の対策本部会議で休業の継続を決定した施設(大学等を除く文教施設)  ●時短営業の要請  ・飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店等に対し、午前5時～午後10時の間の営業を要請し、酒類の提供は午後９時までとすることを要請。 | ●特措法に基づく要請  ・飲食店、遊興施設(食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている飲食店)に対し、５時から20時までの営業時間短縮、酒類の提供は11時から19時までを要請  ●特措法によらない協力依頼  ・運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)、遊興施設(食品衛生法における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない店舗)、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く）に対して、５時から20時までの営業時間短縮、酒類の提供は11時から19時まで、人数上限5,000人、かつ、収容率50％以下を依頼 |

資料)大阪府ホームページ「これまでの法に基づく要請等について」より作成

1. 同月16日に対象地域が全国に拡大されました。 [↑](#footnote-ref-2)
2. 府民が労働の対価として受け取る給料等のほか、府内企業の利益等が含まれます。 [↑](#footnote-ref-3)
3. 感染の波とその時期については、大阪府健康医療部「保健・医療分野における新型コロナウイルス感染症への対応についての検証報告書」(令和４年12月27日)を参考にしています。 [↑](#footnote-ref-4)
4. 新規感染者数のピーク(令和4年7月26日の25,741人)に比べれば令和２年度の新規感染者数は少ないですが、当時は新型コロナウイルスの特性がよく分かっていなかったことや、ワクチンが開発されていなかった等の背景に留意が必要です。 [↑](#footnote-ref-5)
5. JR西日本は鉄道運輸収入、阪急と阪神は運輸収入、近鉄と京阪は旅客収入、南海は旅客運輸収入を表しており、大阪府外における収入も含みます。 [↑](#footnote-ref-6)
6. 総生産額＝産出額－中間投入額 より、中間投入額の減少は総生産額の増加に寄与します。 [↑](#footnote-ref-7)
7. 個別ケア・社会保護・その他には、美容院及び身体手入れ施設、個人ケア用器具及び製品、宝石及び時計、介護サービス等が含まれます。 [↑](#footnote-ref-8)
8. 府民雇用者報酬＝雇用者一人当たり府民雇用者報酬×雇用者数 と分解することができます。 [↑](#footnote-ref-9)
9. 詳細は、大阪産業経済リサーチセンター「経済情勢トピックス《新型コロナ禍３年間の大阪経済（リーマン・ショックと比べて）》」(令和5年5月29日)を参照してください。 [↑](#footnote-ref-10)